

『史記抄』における日本関連叙述

——『漢書抄』第一冊との関わりから——

藤 卷 尚 子

はじめに

室町期には、五山僧や公家学者によって数多くの注釈書が作られる。そこでは、原文理解の手助けをするべく様々な工夫がなされる。使用された漢字の読みの呈示や、比喩・例示の利用などはその典型と言えよう。

どのような比喩や例示を用いるのか、そこには抄者の志向が反映される。結果、時には、原文理解の手助けの範疇を逸脱し、その注解内容の方に重きが置かれることとであった。漢籍注釈内の日本関連叙述——比喩や例示として持ち出される、元のテキストとは直接には何の関係もないはずの日本の事例——にはそういった性格が特に強く表れているのではないだろうか。他国のテキストを自国の人物や出来事に準えることで、当該テキストを自分たちに引き寄せんとする配慮という意味では、どの漢籍注釈もさほど違いはないものの、実際にどのような事例をどのような形で取り込むのかという点においては、抄者個々人のセンスが表れるよ

うに思われる。そういつた考えのもとに、筆者はかつて『漢書抄』第一冊⁽¹⁾における日本関連叙述を取り上げ、それらの整理・検討から、抄者、竺雲等蓮(一三八三—一四七一)自身と深い関わりのある相国寺、ならびに同寺を保護する足利政権を賞揚する意識が見られることを指摘した⁽²⁾。本稿は、その続稿として、『史記』の注釈書、『史記抄』における日本関連叙述を取り上げ、同書の注釈姿勢を明らかにするものである。

一、『史記抄』概要と『漢書抄』との関連性

司馬遷(紀元前一四五—?)によってまとめられた『史記』は、二十四史の一つに数えられ、紀伝体という編纂方式はもちろん、その叙述内容に至るまで、中国内外を問わず、以降に成立する諸作品に多大な影響を与えることとなった。我が国においても、『史記』は早くから様々な形で享受されていくのであって、⁽³⁾『史記抄』の成立もその延長線上に位置付けられよう。

『史記抄』の概要をまず簡単に確認しておく。五帝の一人にあ

たる黄帝から前漢武帝までの歴史を、本紀十二卷、表十卷、書八卷、世家三十卷、列伝七十卷にまとめる『史記』に対し、『史記抄』は、史記源流、史記集解序、補史記序、史記索隱序、史記正義序、三皇本紀といった『史記』にはない記事より始まり、次いで『史記』に沿って五帝本紀第一から孝武本紀第十二、呉太伯世家、そして列伝の注解へと続いていく。ちなみに、表、書、ならびに呉太伯世家以外の世家に対応する注はない。作成に関わったのは二人。序、三皇本紀、周本紀第四の武王、老子伯夷列伝第一、司馬相如列伝第五十七は、牧中梵祐（生没年不詳）の講義を桃源瑞仙（一四三〇—一四八九）が聞書したもので、残りは桃源自身の抄とされる。そして、奥書に拠れば、列伝から着手し、その後、本紀、さらには史記源流へと遡って完成させたということになる。以下、一覧表の形でまとめよう。

	内容	担当者	時期	書写	漢書抄対応箇所
一	史記源流	桃源抄	文明龍輯庚子季春廿又九日將講遷史之前夕蕉（十一—一四七九）年三月		
二	本紀一—四*1	*2 桃源抄	文明丁酉季秋下澣蕉子道人書（九—一四七七）年九月	宣賢	
三	本紀五	桃源抄	文明丁酉小春廿又三日夜參半		
四	本紀六	桃源抄	文明丁酉小春廿又三日夜參半		
五	本紀七	桃源抄	奥書なし		第一、三冊
六	本紀八	桃源抄	奥書なし		第四冊
七	本紀十、十一	桃源抄	奥書なし		第五冊
八	本紀十二	*3 桃源抄	文明丁酉蜡月十七日就雪案以抄畢		第五冊

九	呉太伯世家一	牧中講	奥書なし	宣賢	
十	列伝一—十	牧中講	奥書なし	宣賢	
十一	列伝十一—三十	牧中講	奥書なし		二十四、二十九、三十↓第一冊、二十九↓第三冊
十二	列伝三十—四十	牧中講	奥書なし	宣賢	三十一—四十四↓第九冊、三十五—三十九↓第二冊
十三	列伝四十—五十	*4 文明八（一四七六）年丙申中冬々至全之後二日書	奥書なし	業賢	
十四	列伝四十—六十	*5 奥書なし	奥書なし		四十六、五十二、五十七、五十八、六十↓第一冊、四十六—五十八↓第二冊
十五	列伝六十—六十	桃源抄	奥書なし	業賢	六十二↓第一冊
十六	列伝六十—六十	桃源抄	奥書なし		
十七	列伝六十—六十	桃源抄	文明丁酉夏五月日 仙又書（九年）	業賢	
十八	列伝六十—六十	桃源抄	奥書なし		
十九	列伝七十	桃源抄	文明丁酉夏五月初九日（九年）		
*6	史記事実				

*1 冒頭に史記集解序、補史記序、史記索隱序、史記正義序、三皇本紀あり／*2 周本紀第四武王までは牧中講、その後は桃源抄／*3 卷九呉太伯世家については牧中の講義があったか、桃源が言及しておらず、おそらくは桃源の抄であろうとされる／*4 扁鵲倉公列伝第四十五については、牧中の講義はあったものの、桃源は聞書を作っておらず、後に季玉蔵主と補ったという／*5 司馬相如列伝第五十七の途中まで牧中講、その後は桃源抄／*6 他本になし

こういつた成立事情を始めとし、諸本系統、使用された『史記』テキスト、語法といった様々な観点から当該テキストは論じられてきたが、その注解の表現自体、中でも、日本関連叙述に関する考察は看過されてきたように思われる。しかし、ここからも、『史記抄』研究、ひいては注釈研究にとつて有意義な指摘がでうるものと筆者は考える。

尚、この考察にあつては、『漢書抄』第一冊について論じた前稿を踏まえるのが有効となる。というのも、つとに柳田征司氏が指摘されるごとく、『漢書抄』と『史記抄』とは相互に影響を与え合っているのである。すなわち、『漢書抄』全六冊のうち、竺雲等蓮講桃源瑞仙問書の第一冊には『史記抄』への影響が確認され、他方、景徐周麟（二四四〇—一五一八）抄本にあたる第三—五冊には『史記抄』の利用が見られるというのである。先の一覧表からも、『漢書抄』の中でも、第一冊に『史記抄』と対応する部分が最も多いことは明らかで、その第一冊こそが『史記抄』に影響を与えているというからには、前稿での成果を下敷きとして『史記抄』について考察することも、あながち的はずれとも言えない。『漢書抄』第一冊で見出した日本関連叙述の特性は、『史記抄』にも受け継がれるのか否か。そのいずれにしても、なぜそうなったのか。これらは、両テキストの叙述内容を比較することで浮かび上がってくることだろう。よって、本稿においては、『漢書抄』第一冊→『史記抄』という流れを踏まえ、『史記抄』内の日本関連叙述の整理・検討を行うこととする。

二、読みの問題——対『漢書』意識

漢籍注釈においては、読みを確定させることは基礎的作業であつたと思われ、多くの漢籍注釈書で優先的に取り上げられる。

『史記抄』もその例外ではなく、「京ノ儒者ハ城ト読ソ、鎌倉ニハ城トステ読ソ、囲ヲモ京儒ハ囲トヨメハ、鎌倉ニハ囲トスムソ」（周本紀第四）といつた、注釈にありがちな東西学問圏の違いへの言及や、「三大乗終教（中略）龍安寺ノ雪江講大恵武庫トテ、大乘終教ト読タハ、ヲカシイソ」（大宛列伝第六十三）と、同時代を生きた雪江宗深（一四〇八—一四八六）の読みを疑問視する叙述が見られる。他者の説を批判することで自説の正当性を主張するのだろうか、こういつた注解は、多くの注釈書に見られる典型的スタイルと言えよう。

その中で、『漢書』との比較という観点から注を施しているところには、注目しておきたい。すなわち、『漢書』二ハ且字ヲ、トコテモ太半ハ、且ト読ムソ、史記ニハ、且ト読ソ、且トヨウテ、ヨカラウス処テハ、可読ソ（秦本紀第五）、『史記』二ハ罷ト、ヨム処モアレトモ、漢書ハ、太半罷ト読ソ（秦始皇本紀第六）といった具合に、『漢書』と『史記』とを対比したところで説明がなされるのである。また、「竺雲ハ、廬トヨシムソ、廬トモヨムソ」、「竺雲ハ、イツモ且トナラテハ、ヨマレヌソ」（孫呉列伝第五）、「竺雲ハ、トコテモ、カナラシトヨマル、ソ」（子胥列伝第六）、「竺雲ハ布トヨマル、ソ、ケニモ甫ノ音也」（黥布列伝第三十二）、「竺雲ハ、面白一字テ云タソ、ソツト、ヲトリヌケラレタト云ヤウナ字チヤ

ソ」(張蒼列伝第三十六)など、牧中講部分では特に『漢書抄』第一冊の抄者、竺雲の読み癖にこだわった注が目立つが、これらについても『漢書』を意識しているが故と解せよう。そういった意識がより顕著に表れる例を引用する。

・項籍少時学書不成去学劍又不_レ成 漢書ト読クセカ多チカウタソ、漢書テハ学書不成去学劍又不_レ成去ト読マレタソ、此ニハ、下ノ去ト云字ハナイソ、史漢ノ文字ノ増損カ不一ソ、増タカワルイテモナク、損シタカヨイテモナイソ、読クセハ漢書ヨリモ懇テヨイ事カ多ソ、

(項羽本紀第七)

・我倚名族亡_レ 秦必矣 此ヲ自見ニ、矣ナント、読ムカ、ヲカシイソ、今史記家ト、漢書家トノ読クセヲ見ルニ、史記家ノ点ハ猶モ念比ニクワシイ、読クセカアルソ、漢書家ハ尋常ナル文字読カ、マタ多ソ、

(項羽本紀第七)

違いの指摘にとどまらず、『漢書』に比しての自らの優位性をも匂わせる叙述(『傍線部』が添えられるのである。両テキストは扱う時代が一部重なっており、比較されることも少なくない。注釈書としては後発となる『史記抄』においては、なおさら二者の関係を意識する思いが強まったのかもしれない。この対『漢書』意識こそ『史記抄』の志向の核となるのであり、そしてそれは読みの問題に限られたことではないのである。

三、多様化する内容

続いて、日本関連叙述の内容面について考えていきたい。結論めいたことを先に述べてしまうと、『漢書抄』第一冊とは異なる

形で注解を成立させようとする『史記抄』の志向性を見出すことができる。たとえば、『漢書抄』第一冊に頻出した相国寺に關して言えば、たしかに『史記抄』にも相国寺の名を伴う叙述は存在するものの、相対的な問題としてそれらが特に目立つわけではない。むしろ、様々な事例を取り上げるのを是としているようである。これこそが『史記抄』の志向性なのである。例を挙げよう。

皆入_ニ睢水_ニ 睢水為_ニ之不_レ流 前比ノ飢饉ノ歳、京中ニ死人カ多テ、西洞院河ニ入ルホトニ、水カセカレテ小路ヘノホリタ

(項羽本紀第七)

「前比ノ飢饉」とは、寛正の大飢饉(寛正二(一四六)年)を示すと思われる、太極(一四二)の日記、『碧山日録』同年二月晦日条にも「以事入京、自四条坊橋上見其上流、々屍無數、如塊石磊落、流水壅塞、其腐臭不可当也、東去西来、為之流涕寒心、或曰、自正月至是月、城中死者八万二千人也、余曰、以何知此乎、曰、城北有一僧、以小片木造八万四千率堵、一々置之於尸骸上、今余二千云、大概以此記焉也、雖城中、所不及見、又郭外原野溝壑之屍、不得置之云、願阿徹流民之屋」と、その時期の惨状が記録される。そういった、当時を生きた人たちにとっての生々しい記憶を注解の中に取り込むのである。

天子一(中略)直二天子ニ対シテモ、天子ト云ワウス処テ、陛下ト云ナリ、日本ニ近コロ、後小松院ヤラウハ、力カツヨウテ、相撲ノ上手テライリアツタホトニ、夷中カラ上タシチヤウトアラコモヲ布テ、イツモ、スマウヤ御トリアツタソ、此シチヤウカ、カワツテ夷中ヘ下トテ、暇コイヲ申サフ

トテ、紫宸殿ノ南面ヘマワリタレトモ、呼フトスレトモ、名ヲ知テコソ、何ト呼テ、ヨカラウスヤラウチヤホトニ、王ナウト呼タソ、ナウト子ト云モワルサニ、陛下ト云ソ、

(秦始皇本紀第六)

こちらの注解でも、「近コロ」として後小松院(一二七七一—一四三三)時代が取り上げられる。ここに記されるような相撲のエピソードが実際にあったのかどうかは、管見の限りでは確認がとれないのだが、ともかくも、近接する時期の出来事と重ね合わせることで、『史記』の叙述を理解しようとする姿勢は認められる。

このように、自分たちの生きる時代の例を引くという意味では、『漢書抄』第一冊と共通する。しかし、相国寺塔供養や同寺内での講義の様子を持ち出すのに比べると、扱う範囲が広がっていることは間違いない。そして、この広さを求める上で効果的だったのが、典拠を利用する手法だったのである。

告楚一カウ云テヲトスソ、勝定院殿ノ時、唐土カラヲトイタソ、元史節要ニ、日本ヲセメウトシタ事カ多ケレトモ、神国チャホトニ、終不攻ソ、

(蘇秦列伝第九)

勝定院とは四代將軍足利義持(一三八六一—一四二八)のことだが、彼の在任時に明国から何かしらの圧力がかけられたといった意味合いだろうか。¹⁰⁾ここで問題としたいのは『元史節要』なるテクストに基づく後半部分である。「セメウトシタ事」とは元寇を指すと思われ、当然『史記』が扱う時代とはかなりの隔りがある。ところが、『史記抄』ではこの元寇について他の箇所でも言及する。

以故一朝鮮ヲハ伐テ取テ従タソ、元世祖至元二十年、發五衛軍二万人、征東日本、以阿塔海為征東行省丞相、又命右丞相皇帖木兒、以蒙古軍習舟師者一千人、探馬赤万人、習水戦者五百人、同往征之、云々、二十三年、帝以日本孤遠島夷、重困民力、詔罷所征兵、カウシタレトモ、日本ハ神国チャホトニ不得征ソ、蒙古カ日本ヲ攻メウトテ来ト云ハ、此時ノ事ソ、終二エ不攻ソ、

(朝鮮列伝第五十五)

朝鮮征伐の話から派生して、同じ侵攻行為にあたる元寇に話が及ぶのだが、実は、この叙述も『元史節要』に基づいているのである¹¹⁾。念のため、該当する箇所を引用するに、「(元世祖至元)二十二年癸未春正月、(中略)發五衛軍二万人、征日本、以阿塔海為征東行省丞相、又命右丞相皇帖木兒、以蒙古軍習舟師者一千人、探馬赤万人、習水戦者五百人、同往征之(中略)二十三年丙戌春正月朔、以皇太子故罷朝賀、帝以日本孤遠島夷、困民力、詔罷所征兵」とあり、注解漢文体部分との一致度は高く、『元史節要』が当該箇所の典拠であることはまず間違いない。時代が全く違うにも関わらず、「侵攻」という部分の共通性のみをもって強引に二度も持ち出してくるところに、元寇に対する日本側の思い入れが読み取れるのだが、その際に、中国側の別のテクストを使用するというのも面白い現象である。ちなみに、この『元史節要』は、明代の張九韶の手に成るもので、洪武甲子(一三八四年か)の自序を有する。こういった比較的新しいテクストを利用することが、日本関連叙述のヴァリエーションを生み出す一助となっていたのである。

ところで、日本が神国であったからこそ異国の攻撃を回避できたという、両注解に共通する部分に関しては、『元史節要』には存在しない。中国側の文献にそういった認識が見られないのももつともなことだが、となれば、その部分に関しては、抄者のオリジナルということになる。こういった発想は、インド・中国・日本三国の中で日本の優位性を強く主張する神国思想や三教枝葉花実説など、当時の注釈でよく持ち出される見解と呼応するものであり、ここから、『漢書抄』第一冊との区別化をはかりつつも、その一方で、同時期に広まっていた説を共有していくという、『史記抄』のフレキシブルな面が窺える。

何らかの典拠に基づいた日本関連叙述は、『漢書抄』第一冊では見られなかった。相国寺に集中しない叙述内容、さらには、典拠を利用する姿勢からは、特定の空間だけで通用するものではなく、むしろ、多くの人と共有できるものを提供しようとする『史記抄』の志向を見出せるのではないだろうか。そういった典拠引用の方法として、取り上げておかねばならない事例がもう一つある。以下、節を改めて論じることとする。

四、「平家」の利用

まずは問題となる注解を引用しよう。

- ① 褒姒不^フ好^ハ笑^マ一平家ニタニモカタル事ソ、
（周本紀第四）
- ② 成康之際一太平テ刑錯四十余年マテニ不用ソ、平家ニ語ル事
ソ、民力不犯法、無所置刑ト注ニシタソ、
（周本紀第四）
- ③ 此非天命乎命乃在天一小松殿ノ違例セラレタ時ニ太政入道ノ

宋国ノ医師ヲヤラレタレハ、アワスシテ此高祖ノ事ヲ引カレ
タソ、五十斤金ヲ賜テ帰ヘサレタト平家ニ語ルソ、
（高祖本紀第八）

三例いずれも「平家」の名を伴う。ただし、表現の一致度という点では、先の『元史節要』の引用とは違い、すぐさま『平家物語』（以下、『平家』）を直接の典拠だとするのはいささか乱暴かもしれないが、①は招集した軍兵を前にして重盛が語る烽火の沙汰の逸話（巻二「烽火之沙汰」）、③は同じく重盛が宋医の診断を断る理由として持ち出した逸話（巻三「医師問答」）として、たしかに『平家』にも見られる内容ではある。

これら二例とは異なり、周の成王・康王の治世（紀元前一〇四三—紀元前九六六年頃）が刑罰を不要とするほどに安定していたことを示す、「成康之際、天下安寧、刑錯四十余年不用」に対する注解②は、具体的な場面が思い浮かばず、事実、覚一本には類似する表現が確認できない。ちなみに、屋代本「将門序」には「刑錯経^レ年ヲトモ不用。民力法ヲ不^レ犯」という一節が見られ、「民力不犯法」という部分まで共通することを併せ見れば、この部分が意識されていた可能性もある。もちろんこの事例のみをもつてして、数ある『平家』諸本の中から利用された本を特定することなど到底不可能で、そもそも『平家』を手元に置いた上での注釈作業であったかどうかさえ疑わしい。ここでは、ひとまず『平家』の叙述が直接もしくは間接的に、「典拠」として利用されたという指摘にとどめ、話を先に進めたい。

少帝曰欲^ニ將^レ我^ヲ安^ル之^ヲ乎勝公曰出^レ就^レ舍^ニ、舍^ニ少府^ニ平

家ノ安徳天王ヲ、二位ノ尼カ、海へ抱テ入ラントスルトキニ、トコへ、我ヲハ、ツレテイクソト云ワレケレハ、水ノ底ニモ、都ノアルナリト云タシ様ニソ、
(呂后本紀第九)

どこへ連れて行くのかと尋ねる少帝の姿を安徳帝に重ねるのだが、これはまさに巻十一「先帝身投」のくだりである。ここでの「平家」という表現も、おそらくは先の①～③同様、^レ典拠^ヲを示すとみなしてよいだろう。このように漢籍の内容を説明するにあたって、「平家」が利用されたのである。また、これらほど明確ではないものの、「頭^ノ髪^ノ上^ノ指^ノ目^ノ毗^ノ裂^レ」⁽¹⁸⁾、日本ニツヨク樊噲張良ト云カ、サノミ別シタル事ハナイト思タソ⁽¹⁹⁾（項羽本紀第七）や、「閻奉以^テ悪用^ス矣トハ、温舒至悪ト云タリナントスルハ、ツヨク、アラウ、ツベラシイ者ヲ云ソ、悪五郎、悪源太ナント、日本ニ云様ニソ」（酷吏列伝第六十二）といった表現、すなわち、猛将の代名詞として頻繁にその名が挙がる二将や、剛胆な人物に与える呼称を引き合いに出す⁽²⁰⁾注⁽²¹⁾解⁽²²⁾なども、「平家」享受の一環と捉えておいていいのかもしれない。

ここまでの主張を補強するべく、『史記抄』作成段階での『平家』享受の様相について簡単に確認しておこう。たとえば、貞成親王（一三七二—一四五六）の『看聞御記』には、応永二十三（一四一六）年六月二十九日条「点心之後平家聴聞云々」、七月十八日条「妙一勾当参平家申」、三十年六月五日条「城竹檢校参、（中略）自祇園精舎至仏御前六句語、音声殊勝也」といった叙述が確認でき、また、瑞溪周鳳（一三九二—一四七三）の『臥雲日件録』（文安三（一四四六）—文明五（一四七三））には、「命城呂話平家者三句（中

略）平家語、取于樹陰最繁、以為喻耳」（宝徳元（一四四九）年七月四日条、「入夜、聴平家」（文明二（一四七〇）年正月四日条）と、そして、季弘大叔（一四二二—一四八七）の『蔗軒日録』（文明十六（一四八四）—一十八）には、「城筭警者至宿、平家二句」（文明十六年十一月一日条）、「宝住至、演警史者三條、高野大塔、木曾合戦、大口著縛」（文明十七年三月五日条）と、平家語りの様子がそれぞれ記録される。⁽¹⁸⁾『史記抄』自体にも、第八冊（孝武本紀）奥書に、「昨暮慮一勾当来宿、彈琵琶演倭史」とあり、「平家」とは記していないものの、琵琶演奏とともに日本の歴史を語る行為が、『史記抄』周辺でも行われていたことの証明にはなる。①～③すべてで「語（カタル）」という動作で表現されるのも、このような実態を投影したものだだろう。当該時期に『平家』が広く享受されていたのは明らかであり、こういった同時期の『平家』受容が、『史記抄』での『平家』利用の後押しとなったのは間違いない。

『史記抄』での『平家』利用の後押しとなったのは間違いない。もともと、先に挙げた『看聞御記』などの例からすれば、『漢書抄』第一冊成立時にも『平家』が語られていたことになる。だとすれば、なぜ『漢書抄』第一冊では『平家』が利用されなかったのか。『漢書抄』第一冊の関心が別のところにあったことは、前稿でも考察したとおりだが、その点も含め、もう少し考えておきたい。

①・③に立ち戻るに、これらは元々『平家』の方が『史記』のエピソードを引用していたのである。『平家』では多数の漢籍が引用されるが、中でも『史記』が占める割合は大きく、故事や説話を引くといったレヴェルにとどまらず、本編の構想や表現を成

立させる上でも少なからぬ影響を与えている。つまり、はじめは『平家』の方が『史記』に対して、自身との類似性を強く意識していたのである。『平家』が世に広まることで、その中に引用される『史記』エピソード、さらにはその両者の結びつきも周知されるようになる。結果、『史記』→『平家』、中国→日本という本来のベクトルを逆にすることも可能となり、『史記』を解説するための材料としての『平家』⁽¹⁹⁾という認識が生まれたのではないだろうか。

併せて付け加えるならば、抄者の問題もある。竺雲は『漢書』学、ひいては史書学の先駆者的存在である。その段階においては、読み、講義の際の注意喚起などといった基本的なところを中心とせざるを得ない面もあっただろう。⁽²⁰⁾この竺雲を筆頭に、多くの学者達の尽力によつて、史書学は進歩していく。それを受け継ぐ立場にあった桃源は、竺雲とははじめてから出発点が異なるのである。対『漢書』意識とともに、そういった背景が存在したことも、相国寺に限られることのない、より多くの人間を対象とした『史記抄』の注解を可能にしたのではないかと筆者は考えるのである。

おわりに

如上、『漢書抄』第一冊との比較を通して、『史記抄』における日本関連叙述について考察した。対『漢書』意識から、多様化する内容、典拠の利用といった『史記抄』の注釈姿勢は生まれたのである。

尚、この指摘は、筆者がこれまで行ってきた、清原宣賢の注釈活動や近世期の史書編纂といった個々の研究とも有機的に結びつけられるものとなる。その点について最後に少しだけ触れておく。第一節の一覧表でも確認されたとおり、宣賢は『史記抄』書写に携わっており、その書写行為を通じて、注釈姿勢自体を学んだ蓋然性は高く、事実、彼の注釈スタイルは『史記抄』のそれとも通じるものがある。また、江戸時代、『本朝通鑑』（寛文十（一六七〇）年成立）編纂に際して、『平家』や『太平記』などが典拠として用いられたことや、『通俗三國志』（三國志演義）の翻訳本の刊行にあたって、軍記の表現が援用されたことなども、今回見てきた日本関連叙述のあり方と無関係ではないだろう。もちろんこれらの現象がすべて『史記抄』に拠るなどという極論を展開するつもりはない。本稿は、あくまでも室町期注釈活動の一齣を垣間見たにすぎず、これまでの自身の研究成果と結びつけるのである。何段階もの手順を踏まなければならないことは十分承知している。室町から江戸期にかけての注釈・学問の実態を説明するべく、引き続き考察を続ける所存である。

使用テキスト一覧

『史記抄』→『史記桃源抄の研究本文篇』一〜五（適宜京都大学図書館貴重資料画をもって確認した）／『漢書抄』→続抄物資料集成／『碧山日録』→増補統史料大成／『元史節要』→四庫全書存目叢書／『平家』覚一本→新日本古典文学大系・屋代本→おうふう／『曾我物語』→日本古典文学大系／『看聞御記』→統群書類従／『臥雲日件録抜尤』→大日本古記録／『蕉軒日録』→大日本古記録

注(1)

京都大学附属図書館蔵『漢書抄』は六冊より成る。以下、一覧表にしてそれぞれの冊の情報を示す。尚、詳細については、田中(藤巻)尚子『漢書抄』(第一冊)の注釈姿勢(例示としての日本関連叙述を中心に)。(日本文学54・7 二〇〇五・七)参照。

冊	講者・問書者	時期	書写者	時期
一	竺雲等連講 桃源瑞仙問書	長祿二(一四五八)年 寛正二(一四六二)年 の四年間にわたるか	清原宣賢・門下生	頃
二	綿谷周慶講 景徐周麟問書	文正元(一四六六)年 文応仁元(一四六七) 年六月以前	清原宣賢・業賢	二四)
三	景徐周麟による一連の抄本か	景徐の明応五(一四九六)年前後の講義と関わりありか	清原業賢	二四)
四			清原宣賢	三・四)
五				
六				

(2) 注(1)に掲げた論文。以下、前稿と称す。

(3) 藤田勝久「日本の史記研究」(愛媛大学法文学部論集人文科学篇7 一九九九・九)、「日本の史記受容」鎌倉・室町・江戸時代」(同10 二〇〇一・二)などにまとめられる。

(4) 今回用いた京都大学附属図書館本以外に、同系統として東洋文庫本、米沢市立図書館本、寛永三年古活字本、足利文庫本、天理図書館本があり、別系統として内閣文庫本、京都府立図書館本がある。本によって、欠巻、順の入れ替えがある。

(5) 大島利一「桃源瑞仙の史記抄を読む」(東方学報101 一九三九・五)、大塚光信「史記抄の諸本と本文」(国語国文33 5 一九六四・五)、寿岳章子「史記抄の文章」(国語国文35 5 一九六六・五)、柳田征司「桃源瑞仙問書抄『史記抄』の本文について」(室町時代語資料としての抄物の研究)武蔵野書院/初出「史記抄の本

文について「漢書抄との関係から」国語国文論集1 一九七〇・六)など。

(6) もちろんそういった面がすべて捨棄されてきたわけではない。たとえば、「牧中講の問書の部分では、原文の所々の語句について、原文からはかなり自由な、短い文で手際よく説明が行われているのに対して、桃源自身が抄した部分では、説明が史記の原文にそってかなり精しく忠実に行われ、一文も長くなり、原文や注の訓読文に近い説明も見える」(柳田氏注(5)論文)や、「抄物らしい人間性のようなもの、きわめて日常的な生活の息づかいのようなものが感じられる」(「漢字の音や原典の理解などをめぐっての抄者のごく率直な意見や、人間関係などがにじみでて面白い」(寿岳氏注(5)論文)といった評もある。

(7) なお、第二冊に関しては、『史記抄』との一致は見られず、第六冊は、そもそも扱う時代が重ならないため、両者の影響関係は考えられない。

(8) ともに桃源が関与しているというのでも、両者を結びつける大きな要因となっていたのは間違いなく、この点については今後さらなる考察が必要となろう。

(9) 『大慧武庫』。宋朝禅林の逸話を集めたもので、大慧が弟子たちに語ったものという。巻首に淳熙丙午(一一八六)の李泳の序がある。

(10) この時期、明国からの侵攻はない。一つの可能性として、一三六八年に足利義満が開始した日明貿易の朝貢形式のことと考えられるかもしれない。この形式に反発し、義持は日明貿易を停止させている。

(11) 『史記抄』「史記源流」内で史書の一覧を記す箇所があり、そこにも当該テキストの名は挙がる。また、先にも取り上げた『碧山日録』内でも言及されていることから、『元史節要』享受の様相については、もう少し注目しておいた方がいいであろう。よって、改めて別稿にて論ずるつもりである。

(12) 仮に『元史』の本文を確認するに、ここまでの一致度は見られな

い。この点についても、注(11)に記したとおり、別稿にて取り扱いたい。

- (13) 西田長男「三教枝葉花実説の成立」(『日本神道史研究』4 講談社 一九七九・九)、伊藤聡「大日本国説について」(『日本文学』50 7 二〇〇一・七)などに論じられる。また田中尚子「清原宣賢の式目注釈―『清原宣賢式目抄』を中心として―」(『国語』国文71-6 二〇〇二・六)でも、この説が共有して用いられていることについては言及したが、一条兼良(一四〇二―一四八二)の『日本書紀纂疏』や吉田兼俱(一四三五―一五一二)の『日本書紀兼俱抄』、それらの影響のもとに成った、清原宣賢の『日本書紀抄』など、日本紀注の中には極めてこういった意識が強く表れているように思われる。

- (14) 『史記抄』がこういった注解を施し得たその背景として、五山の学僧や公家学者との交流が存在したことは間違いない。『史記抄』の中には、桃源周辺の人物に関する言及も目立ち、たとえば、『史記』と『漢書』の読みについて言及する記事(項羽本紀卷七内)に続いて、『史記』・『漢書』講義、注釈に関する人物たち(竺雲等連、一条兼良、益之宗蔵、月翁周鏡、横川景三、玉林昌旒、幢立之、等慶上司、綿谷周殿など)が、いかに関わっていたのかを、延々書き綴るのである。こういった人物たちとの交流を通して獲得した知識が、『史記抄』本文を充実させることとなったのだろう。

- (15) 仮に覚一本の巻数、章段名の表記を用いた。以下の『平家』引用も同。
- (16) 同序は、平曲小秘事「延喜聖代」とされるものである。ちなみに、仮名本『曾我物語』巻二「八幡大菩薩の事」には「おなじき十二月五日に、右大将に任ず。されば、籌策を帷帳のうちにくめぐらし、かつ事を千里の外にあたり。げにや、はるかに伊豆国に流罪せられ給ひし時、かゝるべしとは誰か思ひけん。一天四海をしたがへ、なびかぬ草木もなかりけり。まことや、史記のことばに、「天下安寧な

る時は、刑錯をもちいず」とは、今こそ思ひしられたり。平家繁昌の折節、誰かは此一門をほろぼすべきとは思ひける」といった文言が見える。

- (17) 「進如」平家二云、ハヤリノトノハラソ(『蘇秦第九』、「正義二函谷二崎五谷ト云ハ、日本二取ラハ、一ノ谷ヒヨトリコヘノ權ナ難陀ソ」(『楞甘第十二』)、「閩越一閩ハモト蛇ノ種類チヤホトニ、中二虫ト云字ヲカイトソ、日本ノラカタノ三郎ト云者コソ、蛇ノ子孫チヤト云ソ」(『東越第五十四』)というように、牧中講にも『平家』に關連した表現が見える。また、典拠未詳ながら、「閩」^{ハハヒ} 旗旗自相触撃 高尾山開覽上人カ、平家ヲ朝伏セウトテ、先ツ人形ヲ作りテ、一ニハ白旗ヲモタセ、一ニハ赤旗ヲモタセテ、壇二立テイノリケレハ、二ツノ木偶人カ關テ、白旗カ勝タソ、其様ナ事ヲサセテ驗タソ」(『孝武本紀第十二』)といった内容も見える。

- (18) 村上學「平家物語における語りと読み―禪僧の享受を媒材として」(『国文学解釈と教材の研究』40-5 一九九五・四)などの考察もある。

- (19) 『史記』が『平家』に影響を与え、そして次に『平家』が『史記』を理解するために一役買う、といった循環する享受の有り様は、『太平記』と『三国志』、『三国志演義』との関係とも通ずるところがある。漢籍享受については通史的な視点をもつて研究することも大切になることがここからもわかる。詳しくは田中尚子『三国志享受史論考』(汲古書院 二〇〇七・二)参照。

- (20) この仕事を手がけたのが七十代半ばのことであり、完成が急がれたという面も否定できない。

- (21) 京都大学附属図書館貴重書データベース解説による。大塚氏は、三、十、十一、十三の四冊を宣賢が、十四、十六、十八の三冊を業賢が書写し、その他は転写者不明とする。

- (22) この点については、拙著(注(19))に論じる通りである。